

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 36 年 10 月 10 日まで  
② 昭和 37 年 4 月 12 日から 38 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 4 月 2 日から 39 年 3 月 31 日まで  
④ 昭和 40 年 4 月 2 日から 41 年 4 月 1 日まで  
⑤ 昭和 42 年 4 月 3 日から 43 年 2 月 1 日まで

平成 19 年 6 月に厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金の支給を受けているため、年金額の計算には算入されない旨の回答を得た。

当時は脱退手当金という制度も知らず、自分で請求手続きをしたこともなく、受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③と④及び④と⑤の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている2回の被保険者期間は申立期間③、④及び⑤と同一事業所であり、かつ、すべての被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である上、申立期間⑤とその前の未請求期間が同一の健康保険厚生年金保険被保険者原票を使用して記録され、一方の期間のみが脱退手当金の計算の基礎とされており、申立人の記録は不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの期間、44年2月から49年2月までの期間、50年1月から51年3月までの期間、52年4月から54年3月までの期間及び59年10月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで  
② 昭和44年2月から49年2月まで  
③ 昭和50年1月から51年3月まで  
④ 昭和52年4月から54年3月まで  
⑤ 昭和59年10月から61年6月まで

国民年金の加入手続の時期及び場所についての記憶は無いが、亡くなった父が加入手続をし、国民年金保険料は、税理士や会計等を委任していた方が納付していたはずである。

国民年金制度が開始された昭和36年4月から61年6月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間を除き、国民年金保険料を納付していたので、未納、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続したとする申立人の父親、保険料納付を委任していたとする税理士及び会計担当者も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月9日に払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推察されるが、申立期間①及び②は時効により保険料の納付ができない上、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は、51年2月1日となっており、申立期間③の大部分も含め未加入期間となっており、国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④は、A県からB県内の市町村を転々としていた時期であり、申立人は、国民年金保険料の納付時期や納付場所の記憶は無いとしており、国民年金保険料を納付していたとする主張は信憑性<sup>びよう</sup>が無い。

加えて、申立期間⑤は、申立人がC町で、町営施設の開設に伴い、昭和53年4月に営業を開始した以降の期間であるが、国民年金保険料は、施設の経理事務をしていた会計事務所の職員にまかせていたとするだけで、納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から9年4月までの期間及び10年1月から12年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から9年4月まで  
② 平成10年1月から12年12月まで

近隣に住む社会保険労務士から、国民年金を65歳まで加入して納付するよう勧められ、平成8年1月ごろ役場で国民年金の任意加入手続をし、その後、厚生年金保険に加入したが、この資格喪失した時にも、10年1月ごろに国民年金の任意加入手続をした。

国民年金保険料は、役場の税務課職員が毎月16日か17日に自宅に集金に来ていたので、国民健康保険税や町の諸税と併せ納付していたはずであり、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録及び町の被保険者名簿では、任意加入の記録が無く、申立人は、国民年金の任意加入手続の際に年金手帳を役場窓口に提出したとしているが、申立人の所持している年金手帳には任意加入日の記載が無い上、申立期間当時、社会保険事務所では任意加入後に年金記録の精査を行い、申立人に任意加入の承認通知を送付することとしていたが、申立人は通知を受けたことの記憶が無いとしており、任意加入の状況が不明である。

さらに、申立期間は52か月となっているが、申立人の60歳までの年金記録では、国民年金の加入可能月数に不足する月数は14か月で、加入可能月数を超える保険料を納付しても国民年金の老齢基礎年金の受給額は変わらない上、申立期間当時の制度では、加入可能月数を超えて保険料を納付した場合には、保険料が還付されないことから、申立人が2回にわたり任意加入をしたとする主張は不合理である。

加えて、申立人は、任意加入後の国民年金保険料を毎月16日か17日に役場の税務課職員に各種諸税と併せ、集金で納付したと主張しているが、町の

被保険者名簿では、60歳以降の平成7年11月から9年5月まで、60歳前の未納期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、このことを申立期間に係る保険料を納付したものと勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から48年3月まで

昭和43年7月から、漁業を営む父親の船に、甲板員として乗り込んだ。私の国民年金の加入手続は父親が行い、父親及び母親と一緒に漁業協同組合の父の貯金から納付していたと思う。

父親は税務署から優良青色申告者の表彰を受けたり、漁業協同組合の代表監事を勤めるなど几帳面な人であり、私の国民年金の加入手続を忘れてたり、保険料を納付しないことは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行い、漁業協同組合の父親の貯金から申立人の保険料を納付していたとしているが、その父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、市の記録によれば、当該漁業協同組合が収納代理金融機関に指定されたのは、昭和48年8月1日となっており、申立期間当時、国民年金保険料を収納できなかったものと推察される。

加えて、申立人は、これまでに、国民年金手帳は一冊しか交付を受けていないとしているが、その年金手帳は、昭和48年8月8日に発行された国民年金手帳であることが確認でき、この時点で、申立期間の保険料の一部は特例納付によるほかは時効により納付できないが、申立人には特例納付等によりさかのぼって保険料を納付した記憶が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、農業協同組合の組合員勘定から引き落としされていたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料を免除する手続をした覚えは無いので、申立期間が免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料は農業協同組合の組合員勘定から引き落としされていたと主張するだけで、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦は、国民年金制度発足当時に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を夫婦同時に納付していることが確認できるが、このことは、申立期間について、申立人の妻も国民年金保険料の納付が免除されていることと符合する。

さらに、申立人夫婦と同一地域に居住していた複数の農業者から、申立期間である昭和46年は凶作のため営農が困難であり、地域の年金担当者の指導により、地域全体で国民年金保険料の納付を免除されていたとの供述を得ており、この供述は客観的事実に符合する。

加えて、申立人は昭和46年1月1日に農業者年金に加入しているが、申立人が強制付加保険料の納付を始めたのは申立期間後の47年4月からであり、46年1月から同年9月までの付加保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、農業協同組合の組合員勘定から引き落としされていたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料を免除する手続をした覚えは無いので、申立期間が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料は農業協同組合の組合員勘定から引き落としされていたと主張するだけで、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦は、国民年金制度発足当時に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を夫婦同時に納付していることが確認できるが、このことは、申立期間について、申立人の夫も国民年金保険料の納付が免除されていることと符合する。

さらに、申立人夫婦と同一地域に居住していた複数の農業者から、申立期間である昭和46年は凶作のため営農が困難であり、地域の年金担当者の指導により、地域全体で国民年金保険料の納付を免除されていたとの供述を得ており、この供述は客観的事実に符合する。

加えて、申立人の夫は昭和46年1月1日に農業者年金に加入しているが、申立人の夫が強制付加保険料の納付を始めたのは申立期間後の47年4月からであり、46年1月から同年9月までの付加保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から同年11月まで  
② 昭和49年7月から同年12月まで

A社（昭和48年2月にB社に社名変更。）に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、昭和44年から53年までの間、毎年季節労働者として勤務し、保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社において、昭和47年5月1日から同年11月30日までの期間及び49年7月1日から同年12月14日までの期間について勤務していたと認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、「私は昭和47年から52年にかけて季節労働者として勤務したが、自らの意志により48年及び49年のみ厚生年金保険に加入し、他の年は国民年金に加入していた。」、「私は45年から48年にかけて季節労働者として勤務していたが、46年及び47年の厚生年金保険の加入記録が無い。」との供述を得ているほか、同社で勤務していたと供述する者の中には、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い者もいることから、当時、事業主は希望者のみを厚生年金保険に加入させ、結果、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、供述を得ることができない。

なお、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、両申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 31 日から 45 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 1 月 1 日まで  
③ 平成元年 12 月 31 日から 2 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

A社に勤務し、一部期間について厚生年金保険料の控除を証明する給料支払明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、昭和 44 年 5 月 12 日から同年 12 月 20 日までの期間及び 45 年 5 月 25 日から同年 12 月 22 日までの期間となっており、申立期間①及び②に係る加入記録は無いことから判断すると、申立人は両申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められない。

また、社会保険事務所に保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 38 年 7 月 1 日から 44 年 12 月 31 日までの期間及び 45 年 6 月 10 日から同年 12 月 31 日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間①及び②については、同原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の被保険者記録によると、A社における昭和 44 年及び 45 年の厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同日の者は二人おり、このうち連絡先が確認できた者に照会したところ、「昭和 44 年

12月分及び45年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは記憶に無い。」との供述を得ている。

なお、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

- 2 申立期間③について、申立人から、A社に勤務していた時のものとして提出された平成元年12月分の給料支払明細書によると、厚生年金保険料の控除が確認できるものの、併せて申立人から提出された2年2月分の同明細書によると、元年12月分の厚生年金保険料が返還されたと推察できる記載が確認できる。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、平成元年4月1日から同年12月24日までの期間となっており、申立期間③に係る加入記録は無い。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、平成元年4月1日から同年12月31日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間③については、同原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人と同様、A社における平成元年の厚生年金保険被保険者資格喪失日が元年12月31日となっている同僚に照会したところ、「会社から元年12月は厚生年金保険に加入していないと言われ、国民年金保険料を納付した。」との供述があったところ、社会保険庁の記録により、供述通りの記録が確認できる。

- 3 すべての申立期間について、A社に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の資料が無く、担当者も死亡しており、申立人の勤務状況、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の状況については確認できない。」との回答を得ている。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料・周辺事情は無い。

- 4 これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のすべてに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。